

■改定内容一覧

2022年1月17日改定

現行の 条番	現行の 項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
6	4	6	3	コーポレートカードの場合、カード使用者のカードに加算されたポイントを代表者に集約される場合があります。	<u>ダイナースクラブ コーポレートカードの場合、法人との取り決めによって加算されるポイントを法人(代表者または管理責任者含む)に対して加算することがあります。</u>
-	-	6	4	(新設)	<u>ダイナースクラブ・コーポレートカードのうち当社が認めたダイナースクラブ コーポレートカードについては、加算されたポイントを、当社の事前の承諾を受けて、法人(代表者または管理責任者)が指定するその他のダイナースクラブカードに合算できるものとします。</u>
-	-	6	5	(新設)	<u>第3項および前項の場合、ダイナースクラブ コーポレートカードのポイントの合算は、当該コーポレートカードのカード使用者に限定します。また、法人(代表者または管理責任者)の同意が必要となります。</u>
6	3	6	6	当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、当社が貸与する複数枚のカード間でのポイント合算はできないものとします。ただし、前々項および前項の場合を除きます。	<u>当社から複数枚のダイナースクラブカード貸与を受けた場合、当社が貸与する複数枚のカード間でのポイント合算はできないものとします。ただし、本条に別途定めをおいている場合を除きます。</u>
6	5	6	7	5. TRUST CLUB カードの場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、TRUST CLUB カード 間でのポイントを合算することができるものとします。	7. TRUST CLUB カードの場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、TRUST CLUB カード 間でのポイントを合算することができるものとします。